

東京都片瀬学園

I 施設概要

所在地	神奈川県藤沢市片瀬4-9-38
-----	-----------------

事業種別			定員
指定管理事業	第1種社会福祉事業	児童養護施設	48人

II 平成31年度の運営方針

組織方針「子ども本位の支援」を徹底し、子どもたち一人ひとりの意思や個性を大切にしながら、子どもたちが安定的で安心した生活を送る中で、年齢、発達に応じた自律の心、将来への自立の意欲や生活力を育む支援を目指す。

そして、家庭も含めた子どもたち一人ひとりの問題に対して丁寧に向き合い、子どもの権利保障を念頭に置いて全職員が各々の持てる力を発揮し、協力しながら職務に取り組んでいく。

1 子ども一人ひとりの状況に応じた専門的支援の充実・強化

虐待等入所に至る様々な事情を反映し、心理的・精神的・医療的ケアを要する子どもや施設入所の長期化が見込まれる子ども等の入所数が依然として多い。まずは、家庭的な生活環境のもとで、子どもたちの情緒の安定を図り、安心できる生活を送れるようにするとともに、一人ひとりの状況を的確に把握した上で、専門的な支援、個々の子どもに応じた自立に向けた支援の強化・徹底を図る。

2 地域社会への貢献

地域社会の一員としての施設の役割を果たしつつ、地域活動に積極的に参加するなど地域貢献に努め、学校・地域の方々との情報交換・相互交流を通じた緊密な連携と協力関係の維持・強化を推進する。

3 計画的・効果的施設運営の徹底

- (1) ボランティア・NPO法人等多様な主体からの施設に対する理解と協力を得ることで、様々なサービスを提供し、子どもたちの体験の機会の充実を図る。
- (2) 限られた人材・予算の中で、増大・多様化する業務に対応していくため、計画的・効果的な職務遂行とともに、現場からの発想を生かし、既存の枠組・方法にとらわれない改善・工夫に努める。

Ⅲ 実施計画

平成30年度は、引き続き虐待を理由とする入所児童が全体の8割を超えるとともに、愛着障害・発達障害を有するなど、医療的・心理的ケアを必要とする児童が多く入所している。

こうした状況を踏まえ、平成31年度は、子どもが安心して生活できる環境づくりに十分な配慮をした上で、子どもの自立や適切な進路選択を支援するため、園全体で各児童をみていくこととし、以下の事項に取り組む。

1 質の高いサービスの提供

(1) 専門的な支援の充実

ア 子どもの状況に応じた自立支援計画の策定

自立支援計画は、入所前の子どもの状況を踏まえ、子ども、保護者、関係機関の意向や状況を的確に把握した上で自立支援会議にて決定する。

イ 個々の児童に即した医療的・心理的ケアの実施

被虐待児や発達障害児、高齢児童が増加する中、自立支援計画に基づき、児童相談所、学校等と連携しながら必要な児童に医療的・心理的ケアを施すことで、支援の充実を図っていく。発達障害や医療的ケアが必要な児童の増加に対応するため、受診医療機関（精神科等）との連携強化を図る。

ウ 意見交換や自己決定力の養成

各寮における子ども同士の話し合いを定例的に実施し、子ども一人ひとりが意見を表明し他児の意見を聴く中で、互いを尊重し合う気持ちを育てていく。また、子どもたちが主体となって運営する児童自治会では、意見交換をしながら生活上の課題を自主的に解決したり、年間行事の内容等を決定できる能力を身に付けられるよう支援していく。

エ 新規入所児童に対する丁寧なアセスメントと計画的支援の徹底

入所後の支援の方向を明確にするため、新規入所児童のアセスメントを丁寧に行う。入所前・入所後の情報共有を確実にすることとし、入所後の観察と支援の記録を綿密に行い、その状況を踏まえた上で自立支援計画を策定する。

オ リービングケアの推進

入所中から退所後まで、切れ目のない継続的な自立支援を行っていく。特に、進路選択支援については、入所中の早い段階から計画的に関係機関と連携して支援を行っていく。また、退所後支援についても、個々の状況を把握して適切な相談支援体制の構築を目指して実施していく。

* 心理職員による児童へのケア

実施人数	延べ470人	個別セラピー等の実施
------	--------	------------

(2) 家庭的な寮運営

ア 家庭的な生活体験の充実

一人ひとりの子どもと個別対応する時間をつくるよう心がけるとともに、家庭的雰囲気の中で子どもたちの様々な生活体験を増やしていくために、季節ごとの伝統的な家庭的行事や寮単位での外出、宿泊行事を行う。特に、保護者との交流が困難な児童について、個別外出の機会を設ける。また、子どもの希望を取り入れながら自主調理や出張調理を実施する。

イ 家庭的で安心感を与える生活環境の整備

子どもたちが毎日の生活を落ち着いた気持ちで過ごせるよう、生活環境の整備を行う。園内、寮内の住環境、お互いが気持ちよく過ごすための生活ルールなど、ものを大切に作る気持ち、人を思いやる心が育まれるよう、子どもたちの意見も踏まえながら環境整備に取り組んでいく。

* 自主調理・出張調理

自主調理	年120回	(備考)各寮20回(うち12回全園一斉)
出張調理	年18回	(備考)各寮3回

(3) 家族再統合及び自立に向けた取組強化

児童相談所等と連携して、保護者との面会の設定、園内外での親子宿泊や関係者会議の開催など、親子再統合に向けた取組を行う。外泊帰宅中の児童宅への訪問を実施し、家庭支援専門相談員を核に円滑な家庭復帰を推進する。

また、自立に向けて進路選択の幅を広げられるよう、学習ボランティアの協力を得て行う小学生の学習会や、中学生の園内学習塾を継続的に実施し、学習習慣の定着と学力の向上を図る。進路選択を控えた中高生には、進路に向けた本人の意向を尊重しつつ、自主的な取組と意欲が引き出されるよう計画的な学習支援、進路指導を行う。さらに、各種奨学金の情報収集、応募促進に努める。

* 家族再統合

親子宿泊	延べ200泊	対象児童：19人
保護者との面会	延べ110回	対象児童：28人

* 自立に向けた支援

学習会等実施回数	延べ360回	小学生(対象児童：12人)
自活訓練等実施回数	1人当たり10日	対象児童：4人

(4) アフターケアの充実

退所した児童の家庭・施設等への訪問、電話連絡、来所時の近況把握や助言等のアフターケアを計画的に実施し、退所児童の状況把握と継続的な支援に努める。

また、退所後の生活を考える機会とするため、高齢児の意見交換会を実施する他、卒園予定児童の自活訓練を計画的に実施する。

* 退所児童のアフターケア

実施人数	54人	対象児童：61人 【自立児童退所後10年、家庭復帰児童退所後5年】 (うち、親等の連絡拒否、児童の行方不明等により実施が困難な児童：7人)
------	-----	---

2 サービス内容の検証・改善

(1) 福祉サービス第三者評価の活用

平成30年度の実施において全ての項目で標準項目を満たしているとの評価を得た。

ア 平成30年度評価結果における「特に良いと思う点」

- ① ヒヤリ・ハットの減少傾向に対応し、報告漏れを防ぐために早期に課題解決に取り組み、具体的な成果を得ている。
- ② 児童相談所と連携した家庭復帰支援が活発で、退所後のアフターケアも丁寧に行い、保護者等との関係性は良い。
- ③ 権利擁護委員会が中心となって子どもの権利擁護・虐待防止に組織的に取り組んでおり、苦情解決の第三者委員による勉強会も行われている。

イ 平成30年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

- ① 改めて各会議の目的、所掌事項を分かりやすく整理して周知するなど、会議体系の見直しがより円滑な運営に資していくことに期待したい。
- ② 職員の世代交代が進む中で、中堅・若手職員が自ら課題を認識して、安心して働きながら成長を実感できる取り組みの進展に期待したい。
- ③ 子どもの満足度調査「学園生活アンケート」の結果を分かりやすく表記し、子どもの意見が形になって実現できることに期待したい。

ウ 「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた取組計画

- ① 目的、所掌事項について、改めて年度当初の全体会議や各種会議にて職員に周知を図る。
- ② 職員個々のスキルアップや組織力強化のため、研修を計画的に実施するとともに、支援の中で気になる点や課題と感ずることをオープンな場で議論し、共通認識を図れるよう積極的に取り組む。
- ③ アンケートを通じて表明した意見が実現したと子どもが実感できるよう、アンケート結果の子どもへのフィードバックの仕方等について改善を図っていく。

平成31年度も、これまでの受審結果を踏まえた施設運営に努めるとともに、第三者評価を受審し、サービス水準の向上を推進する。

(2) 苦情解決制度の充実

定期的に第三者苦情相談員による苦情相談日を設けるとともに、相談員が児童

の活動の場に足を運んだり、各寮を訪問するなど、子どもたちがより相談しやすい環境づくりに取り組み、制度運用の充実を図る。

また、児童の意見を把握する「なんでも箱」の設置場所等の工夫を行い、より一層、児童の要望把握に努める

第 三 者 委 員	相談実施回数
3人（弁護士、学識経験者）	年12回

（3）利用者満足度調査

利用者満足度調査を実施し、子どもたちからの意見、要望、苦情を把握して、利用者サービスの向上を図る。特に、前向きな要望に関して一歩ずつでも前進できるよう、職員間で工夫していく。

実 施 内 容	実施時期
10月までにテーマを決定	11月

3 公的な役割の強化

（1）特別な支援が必要な児童の受入れ

都外施設であることを踏まえ、児童福祉法第28条により入所するケースなど保護者と距離を置く必要がある被虐待児童をはじめとした、特別な支援が必要な児童の受入れを積極的に進めていく。

（2）専門的な支援技術等の普及啓発

保育士養成課程等の実習生や大学生等の見学者を積極的に受け入れ、将来を担う福祉人材の育成に努めていく。

事 項	延人数	内 訳
保育士等実習生の受入れ	400人	保育士400人

4 人材の確保・育成の充実強化

（1）OJT推進体制の強化

職員の世代交代が進む中で、これまで蓄積してきた児童支援等の技術の中堅・若手職員に引き継ぐとともに、子どもたちに質の高いサービスを提供できる職員を育成する。経験の浅い職員にも多様・高度な業務を経験させたり、新任職員には新任職員育成担当者（チューター）を配置し、学び合いによる相互の能力開発・意識の向上を図るほか、チューター間の横のつながりを強化する。

また、他寮訪問により他職員の支援の実際を体感する機会を設ける等、OJTの一層の充実を図る。

(2) 計画的・効果的な研修の実施

園内の研修体系を整備し、職員一人ひとりの意欲、能力を踏まえ、新任・中堅など経験年数に応じた研修を行うとともに、特別な支援が必要な児童の増加等新しい課題に対応するため、園内での課題研修や外部研修への派遣など計画的に実施する。新任層においては、フォローアップ研修の機会を増やし、年間を通じたフォロー体制をとっていく。外部研修に参加した職員は、養護会議等で報告を行うことにより研修成果の共有を図る。さらに、外部専門家による支援技術向上に向けた研修や困難事例検討会、他施設の見学等、実践的な学びの機会も取り入れていく。

研修内容	対象者	実施時期
新任職員研修	採用1年目	年3回
養護課題研修	全職員	年2回
マルトリートメント（不適切な養育）防止研修	全職員	年1回
困難事例検討会	全職員	年2回

5 運営体制の強化

(1) 権利擁護（虐待防止）の取組強化

児童に対する権利ノートの説明会を実施するとともに、「生活のしおり」を活用することにより、児童が職員や苦情相談員に相談しやすい環境を整えていく。権利擁護委員会を年5回開催し、定期的に児童支援の状況について確認するほか、チェックリストを活用し職員の自己点検を行う。また、マルトリートメント（不適切な養育）防止研修を悉皆として実施するとともに、委員会等の機会を通じ、職員が児童の権利擁護や学園職員倫理規程の遵守について常に意識し、学ぶ機会の充実を図る。

(2) 外部専門家、外部医師等との連携

臨床心理士等、外部の専門家によるケース検討会を実施するとともに、地域の精神科医の定期的な訪問を受け、特別な支援が必要な児童に対する関わりなどについての助言を受けて、サービス向上を図る。

(3) 個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

事業団「個人情報保護規程」及び「情報セキュリティ対策基準」を遵守するとともに、「片瀬学園個人情報保護方針」に基づき、個人情報の適切な管理を徹底する。特に、児童に関する重要な個人情報について、適切な管理がなされている

か、日常的に点検を行う機会をつくるとともに、適宜研修を実施する。

(4) リスクマネジメントの徹底

事故防止委員会を年5回開催し、ヒヤリ・ハット事例の検証を定期的に行うとともに、園内の安全点検を随時実施したり、計画的に研修や講習会等を実施し、事故の未然防止を図る。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
事故防止委員会	年5回	事故防止対策の計画立案及び検証
救急救命講習会	年1回	消防の協力を得、児童も参加
自転車運転講習会	年1回	小学生児童対象
感染症予防研修	年2回	職員対象（悉皆）

(5) 災害・防犯対策の取組強化

東日本大震災を踏まえ作成した事業継続計画（BCP）により必要な対策や訓練を行うとともに、事業団本部と連携した合同防災訓練や参集・炊き出し訓練を実施する。また、津波想定の高所避難訓練や夜間想定避難訓練等を重点的に実施するとともに、地区防災訓練に参加し、地域との連携強化を図っていく。

防犯対策として、地域のネットワークと連携し、不審者対策等地域ぐるみの防犯の取組を進めるとともに、園内の施錠確認や不審者対応等について周知徹底を図る。

事 項	実施回数等	内容等
防災訓練	年12回	津波避難訓練、夜間避難訓練の実施
防火管理委員会	年2回	防災計画、BCPの見直し検討

(6) 働きやすい職場環境の整備

テーマを決めて寮横断的に話し合う職員懇談会や全体討議等、意見交換の機会を設け、コミュニケーションの活性化、風通しのよい職場づくりを推進する。

(7) 効率的な施設経営の実施等

限られた人材・予算の中でサービス向上が図れるよう、効率的な会議運営や業務改善に努める。物品等購入にあたっては、契約方法・内容を精査するなど経費節減に努めるとともに、節電等による環境負荷の軽減を心がける。

(8) 「部門長・グループリーダー制」への移行に向けた体制づくり

「部門長・グループリーダー制」において、部門長は、園長を補佐し、管理及び支援の双方を包括的に指揮監督し、各分野にまたがる課題の解決等、調整業務の中心を担う。各グループリーダーは、部門長の指揮監督のもと、それぞれのグ

ループ内をとりまとめ、一般職員を指導する役割を果たす。

また、次世代の監督職層を育成するために、中堅職員に棟代表や寮リーダー、各種委員会の運営をまかせ、園運営に参画させるとともに、研修への参加を促す。

6 地域ニーズへの対応

(1) 地域における公益的な取組

夏休み期間中に地元町会と連携し、学園を会場に夕涼み会を実施し、イベントを共に楽しむことにより、地域の児童と高齢者の交流を促進する。

地域に対する子育て支援を目的に、片瀬地区青少年育成協力会、小中学校PTA、片瀬公民館と共催で「子育て講演会」を実施する。

また、所在市内の法人が会員となる市地域公益事業推進法人協議会に参画し、地域の課題解決に協力していく。

サービス内容	対象者	利用者数
子育て講演会	藤沢市片瀬地区の方々	60人

(2) 多様な主体との連携

子どもたちによりよい養育環境を提供できるよう、地域の方々や地域クラブのほか子どもの育成に関わる団体等との連携、協力関係の維持・強化を進める。学習指導をはじめ就労体験や自立支援に関する講座など様々な分野で、ボランティアやNPO法人等の協力を得て児童支援の充実を図る。地域の有識者と学園の運営に係る意見交換を行う「学園協議会」、子どもが通う小学校・中学校との連絡会等を開催し、連携を強化する。また、広報紙の発行、ホームページの更新を定期的に行い、学園情報を発信し理解促進に努めていく。

事項	延べ人数	内容
学習支援	380人	ボランティアによる園内塾 他
余暇活動	100人	音楽、絵画、習字、遊戯 他
園行事等	40人	キャンプ、しおかぜまつり 他

(3) 地域との連携・協力関係の強化

地域の方々、青少年育成協力会、民生・児童委員やボランティアの協力を得て、園祭「しおかぜまつり」を開催し、地域交流を推進する。また、町内会等地域の団体が実施する防犯パトロールや地区祭礼に積極的に参加するとともに、小学校の「おはようボランティア」に登録し、通学路における児童への声かけ・見守りを行う。遊戯室等施設設備の貸し出しや、地元町内会との災害時の対応に関する協定の継続、地域の環境美化活動参加など、地域貢献に努める。

内 容	対象者・実施回数・参加者数等
しおかぜまつり	片瀬地区の方々他・11月・300人
施設開放	町内会、子ども会等 年400人
地域防犯パトロール	年10回
小学校「おはようボランティア」	毎週月曜日